

京都市告示第 89 号

生活保護法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 14 条第 2 項第 3 号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成 27 年 4 月 9 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
大垣クリニック	下京区烏丸通仏光寺上る二帖半敷町 6 5 5 番産経京都烏丸ビル 5 階	平成 27 年 2 月 1 日
医療法人健康会伏見診療 所	伏見区銀座 3 丁目 3 1 8	平成 27 年 1 月 20 日
今西歯科医院	左京区岩倉中町 4 3 3 - 2	平成 27 年 2 月 1 日
長谷川歯科医院	山科区小野御霊町 1 の 1 2	平成 27 年 2 月 1 日
宇野薬局	左京区浄土寺下馬場町 1 0 6 番地ゆう薬局 本社ビル 1 F	平成 27 年 2 月 1 日
ジャパンファーマシー薬 局向島店	伏見区向島四ツ谷池 1 4 番地 1 9	平成 27 年 3 月 1 日
そうごう薬局京都松尾店	西京区松尾大利町 1 1 - 1 1	平成 27 年 2 月 1 日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)